

令和6年度 監事監査計画

令和 6 年 5 月 2 3 日

監 事 三野 博司

監 事 大久保 幸治

監 事 三谷 洋子

1. 監査の基本方針

国立大学法人奈良国立大学機構監事監査規程及び同監事監査実施細則第4条に基づき、法人の業務の適法性及び妥当性の確保と会計経理の適正を期することを目的として、合理的かつ効果的な監査を実施する。

2. 監査の重点事項

国立大学法人奈良国立大学機構監事監査実施細則第2条の各号に掲げる事項について実施するが、本年度は次の事項について重点的に監査する。

(1) 機構の運営状況

(2) 教育研究の状況

3. 監査の実施期間

監査計画策定日から令和7年3月31日

4. 監査の方法

- (1) 役員会、経営協議会、教育研究評議会、理事長選考・監察会議その他の重要な会議への出席（陪席）、監査の調査対象となる書類の閲覧、役員及び関係教職員からの聴取等により実施する。
- (2) 会計監査については、会計監査人による監査の計画の相当性を判断するとともにその執行状況の報告を受けることにより行う。

5. 監査の結果

監査終了後、その結果を書面および口頭にて理事長に報告する。

6. 監査の補助者

監査室及び会計監査人と連携を図りつつ、監査を実施する過程において監査補助者が必要となる場合は理事長が任命する者をもって充てる。

7. その他

監査の結果、必要があると認めるときは、理事長に対して意見書を提出し内容等を全職員に周知することを求める。また、場合によっては回答を求める。